

平成 28 年 5 月 12 日

各位

会社名:フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
(コード:8462 JASDAQ スタANDARD)
代表者名:代表取締役社長 松本 直人
問合せ先:執行役員管理部長 赤松 典昭
(TEL:075-257-2511)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 18 回定時株主総会に承認されることを条件として、監査等委員会設置会社への移行を決定し、これに伴い本総会に定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の過半数を社外取締役にすることで取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため監査等委員会設置会社への移行を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条第2項の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他上記条文の変更及び削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <p>(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 会計監査人 <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員である取締役を除く</u>取締役は、8名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> <p style="text-align: center;">2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員である取締役を除く</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第27条(条文省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第27条(現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第28条(現行どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) <u>第30条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> <u>第31条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。 <u>(監査役の選任)</u> <u>第32条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>3. 補欠監査役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <u>(常勤の監査役)</u> <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等であるものを除く取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令で定める事項については議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限定額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第41条～第42条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役</u> が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算 第44条～第47条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則) <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令 又は本定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長</u> が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定め る。</p> <p>第 7 章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり) <u>附則(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第18期定時株主総会終結 前の行為に関する会社法第423条第 1項所定の監査役の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することがで きる。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日(予定)
 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日(予定)

以上